



(総則)

第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、この契約書及び別に定める仕様書等に基づき、この契約を履行しなければならない。

2 乙は、頭書の業務（以下「業務」という。）を、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、甲は、頭書の契約金額を支払うものとする。

3 甲は、業務を完了させるため、業務に関する指示を乙に対して行うことができる。この場合において、乙は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

4 乙は、この契約又は前項の指示若しくは甲乙協議がある場合を除き、業務を完了させるために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託の禁止)

第3条 乙は、本契約の実施を第三者に再委託（下請も含む。以下同じ。）してはならない。

2 業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、業務の着手前に、書面により以下の内容を申請し、甲の承諾を得なければならない。

(1) 再委託先

(2) 再委託する理由

(3) 再委託して処理する内容

(4) 再委託先において取り扱う情報

(5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策

(6) 再委託先に対する管理及び監督の方法

3 乙は、甲の承諾を得て業務の一部を再委託するときは、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(情報資産の保護対策)

第4条 乙は、業務に関する情報資産（情報、情報システム及びネットワークをいう）の責任者を定めて保護対策を講ずることとし、書面により責任者の氏名を甲へ通知するものとする。また、責任者を変更するときも同様とする。

2 乙は、甲の承諾なくして、情報を複製してはならない。

(知的財産権の保護)

第5条 乙は、納入する成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれているときは、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行わなければならない。この場合において、乙は、当該契約等の内容について

て事前に甲の承諾を得ることとし、甲は、既存著作物について、当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

- 2 業務の執行に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じたときは、当該紛争の原因が甲の責に帰す場合を除き、乙の責任、負担において一切を処理するものとする。この場合、甲は、当該紛争等の事実を知ったときは、乙に通知し、乙は必要な範囲で訴訟上の防衛を講じなければならない。

(情報セキュリティ監査)

第6条 甲は、甲の情報資産に係る乙の管理実施状況について、乙の施設内において随時、調査できるものとする。

- 2 甲は、乙が甲の承諾を得て委託事業の一部を再委託するときは、甲の情報資産に係る乙の管理実施状況について、再委託先の施設内において随時、調査できるものとする。

(定期報告)

第7条 乙は、甲に対し定期的に書面による作業報告を提出しなければならない。

(情報セキュリティに関する教育)

第8条 乙は、業務を執行する従業員に対し、情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

- 2 乙は、甲の承諾を得て業務の一部を再委託するときは、委託事業を執行する再委託先の従業員に対し、情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(業務内容の変更等)

第9条 甲は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止させることができる。この場合において、業務内容等を変更する必要がある場合は、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

- 2 乙は、業務について仕様の不備、不測の障害の発生、その他正当な理由のあるときは、理由を記した書面により、直ちに甲に対し業務の内容の変更を請求することができるものとする。この場合、契約事項を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(調査職員)

第10条 発注者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

- 2 調査職員は、この契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

- (1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示

(2) この契約の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議

(4) 業務の進捗の確認と履行内容との照合その他この契約の履行状況の監督

3 第2項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

4 第1項の規定により、発注者が調査職員を置いたときは、この契約に定める指示等は、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(管理技術者)

第11条 乙は、業務上の技術管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行う。

(検査及び引渡し)

第12条 乙は、業務が完了したときは、遅滞なく甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受けたときは、速やかに乙の立ち会いの上完了の確認のための検査を行い、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、甲から期限を指定して補正を命ぜられたときは、乙は、自己の負担でその指定期限内に補正して、甲の検査を受けなければならない。この場合における甲の検査については、前二項の規定を準用する。

4 甲の検査に合格したときは、乙は遅滞なく成果品を甲に引き渡すものとする。

(物品の納入場所)

第13条 乙は、仕様書等に基づき必要となる物品を、頭書の履行期限までに甲が指定する場所へ納入しなければならない。

(物品納入の完了)

第14条 前条に規定する物品の納入は、甲の検査に合格したときこれを完了するものとする。

(納入物品の保証)

第15条 乙は、物品の納入後1年間、甲の正常な管理のもとにおいて製品の不良、変質等によって生じたと認められる故障、又はかしについては、甲の請求に基づき自己の負担において修理又は取替えのうえ納入するものとする。

2 乙は、納入から5年間は、修理及び物品の交換を無償で対応するものとする。

(かし担保)

第16条 成果品にかしがあるときは、甲は、乙に対し指定する期間までにそのかしの補修を請求し、又は補修に代え、若しくは補修とともに損害の賠償を請求できるものとする。

2 前項の規定による補修又は損害賠償の請求は、第12条第4項の規定による引渡しを受けた日から12カ月以内にこれを行わなければならない。

(成果物の開示及び著作権等の帰属)

第17条 乙は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 本契約の履行により生じた著作権及び意匠権等のすべての権利は甲に帰属するものとする。

3 乙は、甲に著作権を譲渡し、又は甲に著作権法に基づく利用が許諾された成果物に関し、著作者人格権を行使しないものとする。

(情報資産の返却又は廃棄)

第18条 乙は、本契約終了後又は甲の要請があったときは、業務に関する情報資産を甲へ返却しなければならない。

2 乙は、甲の了解を得て情報システムを構成する機器を廃棄するときは、情報漏えいがないよう厳重なる注意をもって廃棄しなければならない。

(業務委託料の支払)

第19条 乙は、第12条第4項の規定により成果品を引き渡したとき並びに第14条の物品の納入を完了したときは、甲に対して、契約金額の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定により、乙から適正な請求書を受けたときは、その日から30日以内に契約金額を支払わなければならない。

(前金払)

第20条 乙は、契約金額の30パーセントを限度として、委託料の前金払いを甲に請求することができる。

2 乙は、前金払いを受けようとするときは、委託料前金払請求書を甲へ提出しなければならない。

3 甲は、前項の規定により提出された委託料前金払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料の前金払をしなければならない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第21条 乙の責に帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は損害金の支払いを乙に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、業務委託料に対して遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 甲の責に帰すべき事由により、前条第2項の規定による契約金額の支払いが遅れた場合において、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、当該金額が100円未満である場合には、それを支払うことを要せず、100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(一般的損害)

第22条 履行完了前に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害については、乙が負担する。ただし、甲の責に帰すべき事由により生じた損害については、甲が負担する。

(損害賠償の義務)

第23条 乙の責に帰すべき事由によって発生した損害の責は乙が負うものとし、甲は乙に対しその損害の賠償を請求することができるものとする。また、第三者に与えた損害の賠償については、乙が自らの責任において一切を解決しなければならない。

(情報セキュリティ事故)

第24条 乙は、情報セキュリティ事故が発生したときは、直ちにその状況を甲に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅滞なく甲に報告しなければならない。

2 乙は、甲に対し情報セキュリティ事故発生時の緊急連絡先を明記した書類を提出しなければならない。

(定期報告)

第25条 乙は、業務に係る情報に関して、複製、使用、返却及び廃棄の経過を記録し、甲に対し定期的に書面による作業報告として提出しなければならない。

(契約の解除)

第26条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (2) この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項に規定する場合のほか、甲は、業務が完了するまでの間、必要があるときは、契約を解除することができる。

3 乙は、甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能になったときは、契約を解除することができる。

4 第1項の規定により契約が解除された場合において、乙は甲に対してその損害の賠償を求めることができない。

5 第1項及び第2項の規定により契約が解除された場合において、乙は、甲に及ぼした損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、甲乙協議して定める。

(機密保持)

第27条 乙は、委託事業の実施によって知り得た機密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(石川県情報セキュリティポリシーの遵守)

第28条 乙は、甲の定めた「石川県情報調達共通特記仕様書」(以下「特記仕様書」という。)を遵守しなければならない。

2 乙は、甲の承諾を得て委託業務の一部を再委託するときは、再委託先に対して甲の定めた特記仕様書の遵守義務を負わせるものとする。また、再委託先がこれに違反したときは、乙が本契約に違反したものとして、その責任を負わなければならない。

(個人情報の保護)

第29条 乙は、この契約の履行にあたって、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の滅失、漏洩又は毀損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講ずるとともに、甲が定めた「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

(疑義の決定)

第30条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議してこれを定める。

(専属的管轄裁判所)

第31条 本契約に関連して甲と乙の間に生じる一切の紛争は金沢地方裁判所を専属的管轄裁判所とする。

以上